

長野県上伊那広域水道用水企業団水道用水供給事業の設置等に関する条例

〔昭和 55 年 7 月 25 日〕
条 例 第 9 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。）の規定に基づき、長野県上伊那広域水道用水企業団（以下「企業団」という。）水道用水供給事業の設置及び経営の基本並びに財務等の特例に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(水道用水供給事業の設置)

第 2 条 企業団は、水道用水供給事業を設置する。

(経営の基本)

第 3 条 水道用水供給事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないものとする。

2 水道用水供給事業の供給対象者は、伊那市、駒ヶ根市、箕輪町、南箕輪村及び宮田村とする。

3 1 日最大供給量は、46,500 立方メートルとする。

(組織)

第 4 条 法第 14 条の規定により、企業長の権限に属する事務を処理させるため、事務局を置く。

(重要な資産の取得及び処分)

第 5 条 法第 33 条第 2 項の規定により、予算で定めなければならない水道用水供給事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価格）が、7,000 万円以上の不動産又は動産の買入れ又は譲渡（土地にあっては、1 件 2 万平方メートル以上のものに限る。）とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第 6 条 法第 34 条において準用する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 4 項の規定に基づき、水道用水供給事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない額は、当該賠償責任に係る賠償額が 50 万円以上のものとする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第 7 条 法第 40 条第 2 項の規定に基づき、水道用水供給事業の業務に関する負担付きの寄附又は贈与の受領及び法律上企業団の義務に属する損害賠償の額の決定について条例で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 負担付きの寄附又は贈与の受領で、その金額又はその目的物の価格が 7,000 万円以上のもの。

(2) 法律上企業団の義務に属する損害賠償の額の決定で、当該決定に係る金額 100 万円以上のもの。

(業務状況の公表)

第8条 企業長は、水道用水供給事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成し、公表しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては、前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては、同日の属する事業年度の予算の概要及び経営の方針をそれぞれ明らかにするものとする。

(1) 事業の概要

(2) 経理の状況

(3) 資産、企業債及び一時借入金の現在高

(4) その他業務の状況を説明するために必要な事項

3 天災その他やむを得ない事由により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成し、公表することができなかつた場合においては、企業長は、その事由が消滅した後速やかにこれを作成し、公表しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。